



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	清末民初江南の地方自治と基層社会〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	鷲尾, 浩幸
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第12070号
Issue Date	2016-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61691
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Hiroyuki_Washio_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名：鷺尾 浩幸

主査	特任教授	三木	聰
審査委員	副査	准教授	吉開 将人
	副査	教授	長谷川貴彦
	副査	名誉教授	夏井 春喜（北海道教育大学）

学位論文題名

清末民初江南の地方自治と基層社会

本論文は、清末の“光緒新政”によって導入された地方自治の展開と州県以下の基層社会の変化との関連を、1911年における辛亥革命を経て民国初年に至る時期の中国江南地域を対象として考察したものである。

中国の二千年に及ぶ皇帝制度の終焉と東アジアで最初の共和政体の出現をもたらした辛亥革命については、その歴史的な画期性をめぐって様々な議論が行われてきた。但し、一般には、毛沢東「新民主主義論」に代表されるように、1919年の五四運動を画期的なものとして重視する傾向に対して、辛亥革命の地位は相対的に低く見られていたといえよう。しかしながら、その一方で、特に90年代以降においては“辛亥”前後の“連続性”を重視する観点とは別に、むしろその“断絶性”に注目する研究が現れてきている。

こうした辛亥革命期の研究動向を踏まえながら、本論文は清末民初の蘇州を中心とした江南（長江下流南部デルタ地域）の基層社会における地方自治の展開を、きわめて細緻に、かつ立体的に描き出すことを目的としている。その方法上の特徴を挙げるならば、第一に、各章の主題に明示されているように、水害・流民・抗租・水利という江南に固有の社会的問題とそれに関連する個別具体的な事件・騒擾を取り上げて、基層社会への地方自治の導入・浸透との関連性を子細に検討していることである。第二に、清末以降に上海で発行された『申報』『時報』等の新聞や中央の官報をはじめ、光緒年間・民国初期の当該地域の地方志、或いは関係する官僚・郷紳の文集・日記等、第一級の史料を縦横に駆使することで、新たな史実の解明を目指していることである。そして第三に、こうした細やかな分析によって描き出された基層社会の歴史を敷衍して、辛亥革命の勃発と新たな地方政権の成り立ちへと至る必然的・論理的な道筋の闡明を試みていることである。

こうした方法的特徴に基づいて、全4章に及ぶ本論の考察が行われており、また附篇として関連する書評2本が提示されている。“光緒新政”によって行われた地方自

治制度の導入は、清末江南の基層社会の政治的な統合において、州県官の役割の低下と郷紳層の役割の増大という状況をもたらすとともに、辛亥革命を経て共和制による民国への移行を準備するものとなっていた。すなわち、民国初期における江南基層社会の統治については、必然的に清末からの継続性を内包せざるを得なかった、という結論に達している。

本論文は、新聞等を中心とする同時代史料の博搜と史料への沈潜を通じて、清末から民国初期にかけて江南社会に展開した地方自治の実態を、基層のレベルにおいてきわめて実証的に解明したものと評価することができる。特に光緒 32 年（1906）の水害にともなう救荒政策をめぐって、中央から派遣された州県官の行政的役割の低下と郷紳を中心とした自治的役割の増大とがパラレルに進行していく状況を解析することで、大きく移り変わろうとする 20 世紀初頭の時代相を的確に浮かび上がらせることに成功しているといえよう。それはまた、辛亥革命というダイナミックな変動の底辺で蠢く、歴史の胎動を細やかな“襞”にまで入り込んで明らかにしようとした結果でもある。また民国初期に袁世凱によって発動された地方自治停止令をめぐっては、江南における水利事業の実態解明を通じて、当該の停止令が換骨奪胎されることで地方自治がきわめて有効に機能していた現実を鮮やかに提示しており、まさに伝統的な中国社会における“当為と実態”のずれに関する恰好の事例を提供しているといえよう。今後は、清末民初という“揺籃期”を経過した地方自治の、混乱を窮めた民国期の江南における新たな展開過程を究明することが期待される。

なお、本論文は 1 本の書き下ろしを除いて、『歴史学研究』『東洋学報』等の査読付き学術雑誌に掲載された個別論文と 2 本の附篇（書評）とから構成されているが、既発表の個別論文については斯界において高い評価を得ていることも付け加えておきたい。

他方、本論文に瑕疵が全く見られないわけではない。分析視角が些か拡散していること、地方政治全体に対する目配りが若干不足していること、自治を担った郷紳層内部の分析が欠如していること、或いは論述が細部に渉りすぎて全体像が見え難くなっていること、等が挙げられる。しかしながら、これらの点が本論文の価値を全く損なうものでないことは言うまでもない。

以上から、本審査担当者は全員一致で本申請論文を、博士（文学）の学位を授与するに相応しいものと認定する。

以上